

# 監事監査報告書

2024年5月22日

学校法人法政大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人法政大学

監事(常勤) 近藤 清之

監 事 太田 荘一

監 事 関 幸子

監 事 大塚 孝子

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人法政大学寄附行為第19条の2の規定に基づき、学校法人法政大学の2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査しました。

なお、2023年10月までの監事監査については前任の池田竜一監事による監査結果を含むものであり、以後の事項については後任の大塚孝子監事に引き継がれています。

## (実施した監査の概要)

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、学部長および部局長等より業務の遂行状況について聴取し、関連書類他を調査するとともに、監査室の実施した内部監査の結果の事務報告を受け、さらに、会計監査人から会計監査の結果の説明を受け、これらを検討し、会計監査人と連携して計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表)及び財産目録について確認するなど、必要と認めた監査手続を実施しました。

## (監査の結果)

学校法人法政大学の業務に関する決定及び執行は適切な手続を経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

また、計算書類及び財産目録は、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以 上